

PFIの会計処理

公会計委員会研究報告第8号

「独立行政法人側におけるPFIの会計処理」
について

(平成15年3月24日 日本公認会計士協会)

より作成

1. PFIの類型

(1) 施設の所有形態による類型

BOT

BTO

BOO

(2) 公共部門の所有形態による類型

サービス購入型

独立採算型

(1) 施設の所有形態

B O T (B u i l d O p e r a t e T r a n s f e r)

民間事業者が施設を建設し一定の事業期間所有・運営を行い事業終了後に施設を公共部門に譲渡する方式

B T O (B u i l d T r a n s f e r O p e r a t e)

施設整備完了後施設の所有権を公共部門に譲渡し民間事業者は一定の事業期間その施設の維持管理・運営を行う方式

B O O (B u i l d O w n O p e r a t e)

BOT方式の最終段階で施設の公共部門への譲渡を想定しない方式

(2) 公共部門の支払形態

サービス購入型

公共部門が民間業者に対してサービスの対価を支払う

独立採算型

民間業者が利用者から直接料金等を徴収する等の方法により独立採算で社会資本を整備、運営する

2. 施設部分とサービス部分の区分

- ・ PFI契約上、施設部分とサービス部分に区分できるか

(1) 区分できる場合

所有権が法形式上あるいは実質的に公共部門にあれば
資産計上

(2) 区分できない場合

費用処理

(1) 区分できる場合

施設部分

- ・施設の法形式上の所有者は誰か
 -)施設整備完了後、直ちに公共部門に移管
売買処理
 -)事業期間中は民間事業者が所有
 - 「リース取引に係る会計基準の準用」
ファイナンス・リース同様の取引
売買処理
 - オペレーティング・リース同様の取引
通常の賃貸借取引に準じた会計処理

サービス部分

サービスを受けた期間の費用処理

(2) 区分できない場合

- 施設の実質的保有者は誰か

公共部門

施設部分の価額を合理的に算定可能

施設部分を合理的な価額で計上し、同額を負債計上

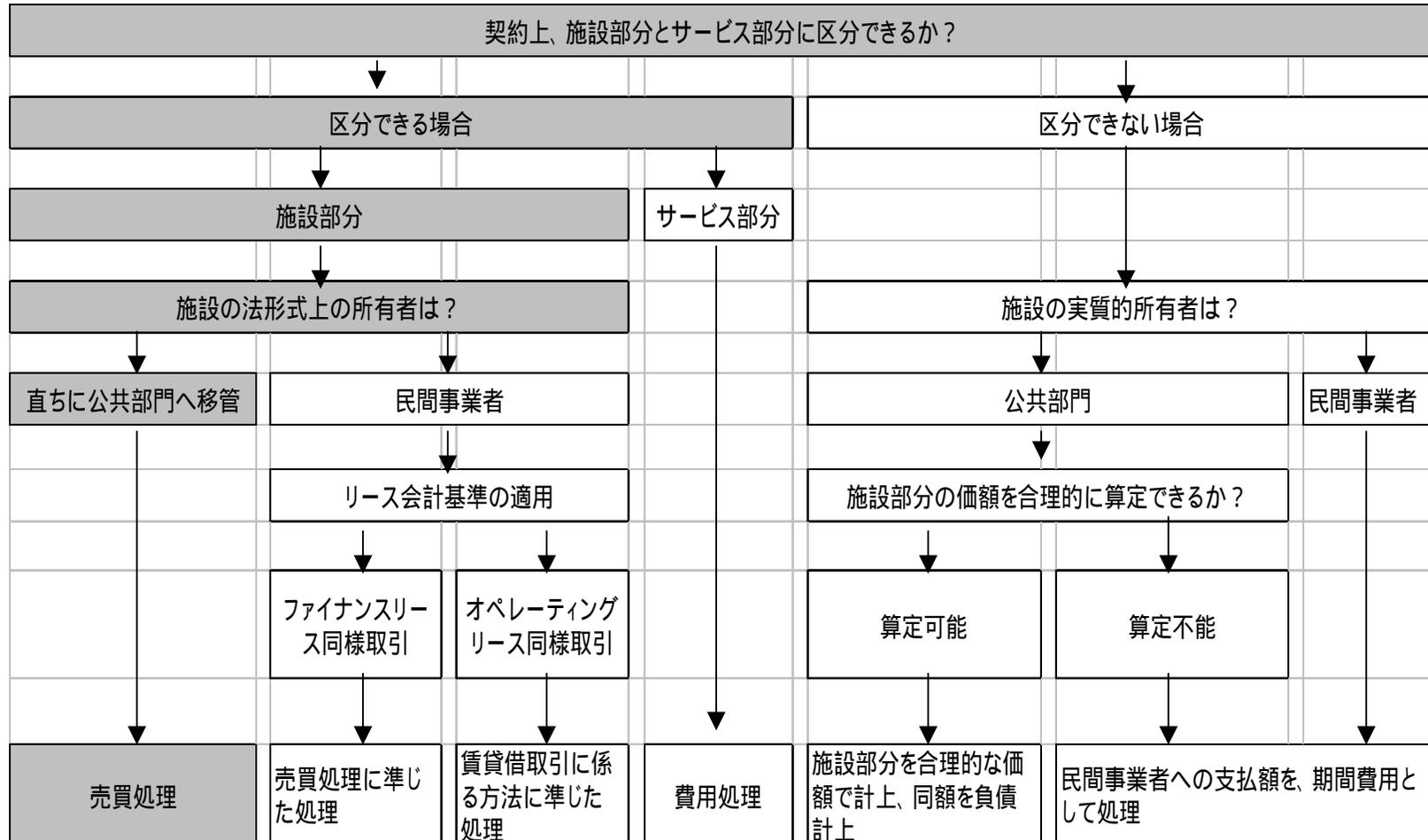
施設部分の価額を合理的に算定不能

民間事業者への支払額全体を、サービスを受けた期間の費用として処理

民間事業者

民間事業者への支払額全体を、サービスを受けた期間の費用として処理

独立行政法人側におけるPFIの会計処理



独立行政法人側と民間事業者側のPFIの会計処理

独立行政法人の会計処理	売買処理	売買処理に準じた処理	賃貸借取引に係る方法に準じた処理	費用処理	施設部分を合理的な価額で計上、同額を負債計上	民間事業者への支払額を、期間費用として処理
独立行政法人の仕訳						
譲渡時点	建物 / PFI債務	建物 / PFI債務	仕訳なし	仕訳なし	建物 / PFI債務	仕訳なし
民間事業者の会計処理	完成後、売却処理	資産計上処理	資産計上処理	(省略)		
民間事業者の仕訳						
建設中	仕掛品 / 現金預金	建設仮勘定 / 現金預金	建設仮勘定 / 現金預金	(省略)		
完成	営業未収入金 / 売上高 売上原価 / 仕掛品	建物 / 建設仮勘定 リース債権 / 建物	建物 / 建設仮勘定	(省略)		

民間事業者の会計処理については、当該研究報告では言及していない。